

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日の翌日)

## 目 次

- ◇告 示 特定計量器の定期検査の実施(商工振興課)
- ◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公 告 職業訓練指導員試験の実施(労政・能力開発課)
- ◇雑 報 理容師試験等の平成六年度第一回実施試験の実施(生活衛生課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十二條第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年四月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項各号に掲げる特定計量器

二 特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九條第一項各号に掲げる特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
岩美町	平成六年五月十二日	午前十時三十分から午後十一時三十分まで	岩美町岩井消防屯所
〃	〃	午後一時から午後二時まで	鳥取岩美農業協同組合小田支所
〃	平成六年五月十三日	午前十時から午後三時まで	岩美町役場
福部村	平成六年五月十六日	〃	福部村役場
国府町	平成六年五月十七日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	国府町林業会館
〃	〃	午後一時から午後三時まで	国府町農業協同組合果実選果場
岩美郡	平成六年五月二十六日	〃	鳥取県工業試験場
岩美郡	平成六年五月二十七日から同年六月三十日まで	午前九時から午後四時まで	鳥取県計量検定所

実施区域	実施期間	実施場所
米子市、倉吉市、岩美郡及び東伯郡	平成六年五月十二日から平成七年三月三十一日まで	当該特定計量器の所在の場所

羽合町	泊村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	米子市
平成六年七月五日	平成六年七月四日	平成六年六月二十日 から同年七月二十九日まで	平成六年六月十七日	〃	平成六年六月八日	平成六年六月七日	平成六年六月六日	平成六年六月三日	〃	平成六年六月二日	平成六年六月一日	平成六年六月一日
午前十時三十分から 午後二時まで	午前十時三十分から 正午まで	午前九時から午後四時 まで	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時 まで	午前九時三十分から 午前十一時三十分まで	午前十時から午後三時 まで	午前十一時から午後三 時まで	午前十時から午後三時 まで	午後一時三十分から午 後三時まで	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時 まで	午後一時から午後三時 まで
羽合町農業協同組 合選果場	泊村役場	鳥取県計量検定所	鳥取県工業試験場 生産技術科	米子市巖公民館	米子市尚徳公民館	米子市富益公民館	米子市和田公民館	米子市大篠津公民 館	米子市崎津公民館	米子市彦名公民館	米子市夜見公民館	米子市夜見公民館

〃	倉吉市 及び東 伯郡	〃	〃	〃	〃	〃	倉吉市	関金町	三朝町	東郷町
平成六年七月二 十六日から同年 八月三十一日ま で	平成六年 七月二十五日	平成六年 七月十五日	平成六年 七月十四日	平成六年 七月十三日	平成六年 七月十二日	平成六年 七月十一日	平成六年 七月八日	平成六年 七月七日	平成六年 七月六日	平成六年 七月六日
午前九時から午後四時 まで	午前十時から正午まで	〃	〃	〃	〃	午前十時から午後三時 まで	午前十時三十分から 正午まで	午前十時三十分から 午後二時まで	午前十時三十分から 午後三時まで	午前十時三十分から 午後三時まで
鳥取県計量検定所	倉吉総合卸センタ ー内計量検査所	倉吉福祉会館	〃	倉吉市勤労青少年 ホーム	〃	鳥取県立倉吉体育 文化会館	関金町山村開発セ ンター	三朝町役場	東郷町役場	東郷町役場

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年四月十二日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年四月十四日(木) 午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
  - 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
  - 2 その他

### 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成6年4月12日

鳥取県知事 西 尾 圭 次

- 1 試験を実施する職種  
情報処理科
- 2 試験の日時  
平成6年6月14日(火) 午前10時から

#### 3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第2会議室

#### 4 試験の実施方法

- (1) 試験は、実技試験及び学科試験とする。
- (2) 試験の科目は次の表に掲げるとおりとする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第46条に規定する者は、実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けることができる。

免許職種	実技試験の科目	学 科 試 験 の 科 目
情報処理科	1 システム設計 2 プログラム設計	1 指導方法 (職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規) 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア ソフトウェア(言語理論、プログラムの言語、オペレーティングシステム及びデータベース構造) イ ハードウェア(情報理論、中央処理装置、周辺装置及びコンピュータ・アーキテクチャ) ウ 情報工学(情報科学及び情報数学) エ 経営工学(経営管理及び生産管理) オ 安全衛生(安全管理及び衛生管理) (2) 専攻学科 システム設計(コード設計、構造設計、画面設計、フロー設計、モジュール設計、運用設計、データベース設計及びプログラム設計)

#### 5 受験資格

試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者

とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 禁治産者又は準禁治産者
- イ 禁固以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 受験申請書の提出期間  
平成6年5月30日(月)から同年6月7日(火)まで(日曜日及び土曜日を除くものとし、郵送による場合は、平成6年6月7日(火)までの消印のあるもの限り受け付けるものとする。)
- 7 受験申請書の提出先  
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労政・能力開発課(特参又は郵送による。)
- 8 受験申請書の添付書類
  - ア 履歴書
  - イ 写真(申請前6か月以内に正面から脱帽して撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
  - ウ 試験の免除を受けようとする者については、4の(2)に該当する者であることを証する書類
- 9 受験手数料及び納付方法
  - (1) 受験手数料
    - ア 実技試験 13,800円
    - イ 学科試験 2,600円
  - (2) 納付方法  
(1)に掲げる額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 10 合格者の発表  
合格者の氏名は、平成6年6月21日(火)に鳥取県公報で公示するとともに合格者にはその旨を通知する。なお、不合格者にもその旨を通知する。
- 11 その他

- (1) 試験に関する注意事項(参集時間、携帯品等)は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。
- (2) 試験に関する詳細は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)に照会すること。

雑 報

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験の平成6年度第1回実地試験を次のとおり実施する。

- 平成6年4月12日  
財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉
- 1 試験期日 平成6年6月27日(月)
- 2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3  
鳥取県理容美容高等専修学校
- 3 受験願書受付期間  
平成6年5月23日(月)から同月27日(金)までの日の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成6年5月27日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)
- 4 受験願書提出先  
〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部(特参又は郵送によること。)
- 5 受験手数料及び納付方法  
13,000円を所定の方法より納付すること。

6 その他

- (1) 受験願書等配布場所  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部
- (2) 受験願書等配布期間  
平成6年4月27日(水)から同年5月20日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (3) 問合せ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部  
(電話0857-29-6086)